

## 浄化槽を設置するときは…

- し尿（トイレの汚水）と生活雑排水（風呂や台所など屋内の排水）を処理する**合併処理浄化槽**を設置し、トイレだけでなく生活雑排水すべてをつないでください。単独処理浄化槽（し尿だけを処理する浄化槽）の新規設置はできません。
- 浄化槽の設置工事は県に登録している浄化槽工事業者に頼んでください。
- 設置工事をする前に「し尿浄化槽設置調書」または「浄化槽設置届出書」を提出してください。ほとんどの場合、提出は浄化槽工事業者等が代行します。
  - ◇「し尿浄化槽設置調書」 … 建築確認申請が必要なとき
  - ◇「浄化槽設置届出書」 … 建築確認申請が必要でないとき
- 提出された書類は、市の水道課並びに県の建築担当部署がそれぞれ審査をし、内容が相当であると認めた場合は、（し尿浄化槽設置調書の場合は県から、浄化槽設置届出書の場合は市から）設置者にその旨を通知します。  
浄化槽の設置工事はこの適合通知が届いてから行ってください。  
審査は日数を要しますので、し尿浄化槽設置調書、浄化槽設置届出書は余裕を持って（着工予定日の10日以上前に）提出するよう心がけてください。
- 設置工事が完了し浄化槽の使用を始めたら、30日以内に「浄化槽使用開始報告書」を提出してください。
- 浄化槽を設置し、使用する人は「浄化槽管理者」として浄化槽の維持管理を行います。浄化槽の種類や大きさによって決められている頻度で、浄化槽の保守点検と清掃を行わなければいけません。  
ほとんどの場合は、浄化槽管理者に専門知識や設備がないため、保守点検登録業者（県に登録している業者）、清掃業許可業者（市長からの許可を受けている業者）に委託することになります。  
浄化槽管理者は、保守点検、清掃を行った記録を3年間保管しておかなければいけません。
- このほか、浄化槽管理者には、浄化槽法で定められた使用開始後3～8か月の間に行う設置状況（正しく設置されているか）を確認する検査（7条検査）と、1年に1回行う使用状況（正常に機能しているか）を確認する検査（11条検査）の受検義務があります。この検査は、県知事が指定した検査機関（山形県水質保全協会）が実施します。  
「し尿浄化槽設置調書」または「浄化槽設置届出書」を提出する際に、検査機関への申込書を添付していただきます。

## **補助金を申請する場合は…**

- 下水道や農業集落排水の処理区域以外の地域において、合併処理浄化槽（環境配慮型適合機種）を設置する場合に補助金を申請ができます。  
なお、家屋等を新築又は増築する際の合併処理浄化槽の設置については、汚水処理未普及解消につながるものについてのみが補助の対象で、合併処理浄化槽の設置された家屋等を建て替え又は増築する場合の合併処理浄化槽の設置や、既設合併処理浄化槽の更新又は改築については、補助の対象となりません。  
また、補助金の交付にあたっては、市税や水道料金などに滞納がないこと、浄化槽法第7条及び第11条で定められた法定検査の申し込みを行い受検することなどの要件あります。
- 浄化槽を設置することを決めたら、市の水道課に補助金枠の予約をしてください。提出は設置者でも、施工業者でも構いません。予約申込はその年度の4月1日から受け付けます。
- 「し尿浄化槽設置調書」「浄化槽設置届出書」を提出し、「適合通知」が設置者あてに届いた後、「補助金交付申請書」を水道課あてに関係書類を添付して提出してください。  
書類を審査し、交付を決定した場合、「補助金交付決定通知書」を申請者あてに送付します。  
設置工事は補助金交付決定後に行ってください。
- 工事が完了したら、30日以内に「実績報告書」を水道課あてに関係書類を添付して提出してください。  
書類を審査し問題等なかったら、施工業者立会いのもと現地で完成検査を行います。完成検査で合格と認めた場合、補助金の請求書を提出していただきます。現地検査の際に用紙を持って行きますので、押印してください。補助金は口座振込による支払いとなります。  
市からの振込が初めての場合、口座番号等を確認する必要がありますので、現地検査の際に通帳を用意しておいてください。

《問い合わせ》

村山市 水道課 下水道係

電話 55-2111 内線 184

## 届出の流れ

### ◇「し尿浄化槽設置調書」の場合

- 確認申請書等とあわせてし尿浄化槽設置調書3部を村山市建設課建築係に提出する  
(3部のうち1部が水道課用です。2部は県の建築担当部署用です。)

↓ 「設置調書」に添付する書類

- ↓ • 浄化槽の認定シートの写し      • 付近の見取り図(住宅地図など)
- ↓ • 浄化槽の設置位置、流入管路、放流経路、放流先が示された建築物配置図
- ↓ • 放流水を地下浸透させる場合は地下浸透に関する申告書、地下浸透設備のカタログなど
- ↓ • 法定検査申込書(水道課用に正本を、建築担当用1部は写し)
- ↓ • 浄化槽設置に係る誓約書

↓ 「設置調書」記入の注意事項

- ↓ • 宛先は1部が村山市長あて、2部が山形県知事あてになります
- ↓ • 浄化槽の人槽と使用人数が異なる場合は「14 その他特記事項」欄に  
↓ 実使用人数を記入する

- 県の建築担当部署(村山総合支庁建築課)から適合通知が設置者あてに届く

↓

- 設置工事着工      適合通知が届く前の着工はできません

↓

- 工事完了(浄化槽使用開始)後30日以内に「浄化槽使用開始報告書」を水道課へ提出する

### ◇「浄化槽設置届出書」の場合

- 浄化槽設置届出書2部を村山市建設課建築係に提出する  
(2部のうち1部が水道課用です。1部は県の建築担当部署用です。)

↓ 「設置届出書」に添付する書類

- ↓ • 浄化槽の認定シートの写し      • 付近の見取り図(住宅地図など)
- ↓ • 浄化槽の設置位置、流入管路、放流経路、放流先が示された建築物配置図
- ↓ • 放流水を地下浸透させる場合は地下浸透に関する申告書、地下浸透設備のカタログなど
- ↓ • 法定検査申込書(水道課用に正本を、建築担当用は写し)
- ↓ • 浄化槽設置に係る誓約書

↓ 「設置届出書」記入の注意事項

- ↓ • 宛先は1部が村山市長あて、1部が山形県知事あてになります
- ↓ • 浄化槽の人槽と使用人数が異なる場合は「12 その他特記事項」欄に  
↓ 実使用人数を記入する

- 市の水道課から適合通知が設置者あてに届く

↓

- 設置工事着工      適合通知が届く前の着工はできません

↓

- 工事完了(浄化槽使用開始)後30日以内に「浄化槽使用開始報告書」を水道課へ提出する

## 浄化槽法定検査申込書について

浄化槽法第7条及び第11条に定められた水質に関する検査の申込書を「し尿浄化槽設置調書」または「浄化槽設置届出書」を提出する際に添付していただきます。

申込書は水道課から検査機関（山形県水質保全協会）に送達しますので、水道課用に正本1部を添付し、その他は写しを添付してください。

申込書には設置場所が分かる付近の見取り図を必ず付けてください。

## 補助金を申請する場合

- 水道課に補助金予約の申込みをする
  - ↓
- し尿浄化槽設置調書または浄化槽設置届出書を提出し、県または市から適合通知が届くのを待つ（[届出の流れ](#)参照のこと）
  - ↓
- 補助金交付申請書を水道課に提出する
  - ↓ 「交付申請書」に添付する書類
  - ↓
    - し尿浄化槽設置調書または浄化槽設置届出書の写し      • 設置見取図
    - 認定シートの写し      • 浄化槽法定検査申込書の写し      • 工事見積書
    - 登録浄化槽管理票（C票）      • 登録証      • 保証登録証
    - 浄化槽設備士免状の写し（場合によっては小規模浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写しも添付）      • 市税等納付状況確認同意書
- 審査の結果交付決定なれば、申請者に補助金交付決定通知書が届く
  - ↓
- 設置工事着工      **交付決定前の着工はできません**
  - ↓
- 工事完了後30日以内に実績報告書を、関係書類を添付して水道課に提出する（使用開始後30日以内に「浄化槽使用開始報告書」を提出する）
  - ↓ 「実績報告書」に添付する書類
  - ↓
    - 工事精算書      • 保守点検及び清掃に係る委託契約書の写し
    - 設置見取図      • 浄化槽設備士チェックリスト      • 工事写真
- 書類を審査し問題がなかったら、施工業者（浄化槽設備士）立会いの下、現地で完成検査を実施する
  - ※都合が悪い日（申請者等が留守になる日）がある場合は、実績報告書提出の際に申し出ていただくよう、ご協力をお願いします
  - ↓
- 検査に合格すれば、補助金請求書を提出する
  - ↓
- 補助金の交付（申請者の口座に振込）